

# 令和2年度 第2回深谷市上下水道事業運営審議会 会議録

## 1 開催日時及び場所

令和2年8月12日（水） 14時00分～15時50分

深谷市役所 新庁舎 3階大会議室A

## 2 出席者

審議会委員：岩崎会長、小林副会長、大谷委員、引間委員、江黒委員、梅澤委員  
栗田委員、石塚委員、簗輪委員、大渡委員、今井委員、萩原委員  
本田委員、持田委員、山崎委員（15名中15名出席）

事務局：小林環境水道部長、山中環境水道部次長兼水道工務課長、渋澤下水道工務課長、及川企業経営課長、関口下水道工務課課長補佐、大澤企業経営課課長補佐、秋葉集落排水係長、山本企業経営係長、坂本料金係長、栗田主査、横山主任

## 3 審議会次第

1 開 会

2 議 事

(1) 前回審議事項の確認について

(2) 公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の  
今後の方針について

3 そ の 他

4 閉 会

## 4 会議録の確定

委員の署名

今井 幸子	萩原 昭一
-------	-------

確定日時： 令和2年8月26日

○議事録

発言者	内 容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>皆さんこんにちは。このような猛暑の中、またお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から「第2回深谷市上下水道事業運営審議会」を開催いたします。まだ1名の方がお見えになっておりませんが、遅れてくるという連絡を頂いております。本日司会進行をさせていただきます、「企業経営課 大澤」と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>はじめに資料の確認をお願いします。</p> <p>事前に郵送させていただきましたものとしまして、</p> <p>① 第2回 深谷市上下水道事業運営審議会次第            ② (資料1) 公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の今後の方針について</p> <p>以上の2点です。また、本日机にお配りしましたものが、</p> <p>③ (資料2) 第1回審議会における質疑応答内容            ④ (追加資料1) 受益者負担金の費用負担の考え方            ⑤ (追加資料2) 平成29年度～令和元年度污水管渠建設工事費</p> <p>となっております。不足がありましたら、事務局までお申し出ください。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、半数以上の委員が出席されておりますので、深谷市上下水道事業運営審議会条例第5条第2項の規定により成立しておりますことを報告いたします。また、前回の会議録につきましては、簗輪委員と大渡委員に事前にご確認いただき、本日審議会開会前にご署名いただいておりますことを報告いたします。</p> <p>それでは、お手元に配布いたしました次第により進めてまいります。</p> <p>岩崎会長、議長として進行をお願いします。</p>

<p>会 長</p>	<p>改めまして皆さんこんにちは。明日からこの地域ではお盆入りしますが、一部地域では7月にお盆を済ませる地域もあると聞いておりますが、その中でお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。また昨日から本当に暑くなりました。群馬県や埼玉県では40度に達する地域もあり、皆さんには熱中症とコロナ禍での感染予防に十分に気を付けて頂きたいと思っています。</p> <p>それでは議長を務めさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。</p> <p>次第に従いまして、進行をしてみますが、審議にあたりましては、皆様の忌憚のないご意見をいただき、実りあるものとなりますようご協力をお願いいたします。</p> <p>まず、審議に入る前に、今回の審議会会議録署名人でございますが、名簿順に従いまして、今井委員と萩原委員をお願いしたいと存じます。よろしく願います。</p> <p>(委員の了承)</p> <p>2. 議事</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、次第の2 議事の(1)『前回審議事項の確認について』でございますが、第1回の審議事項について振り返りまして、再度共通認識を図るものでございます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議事の(1)「前回審議事項の確認について」ご説明いたします。</p> <p>前回お配りしました資料3「公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の現状と課題について」をご覧ください。</p> <p>3ページから5ページは、公共下水道受益者負担金についての説明でございます。6ページと7ページは、農業集落排水受益者分担金についての説明でございます。ここでは、整備にかかる費用の一部を受益者の皆様に負担金または分担金としてご負担いただくこと、また、現在は排水区域によって負担金額が異なることをご説明いたしました。</p> <p>8ページと9ページには、過去の審議会の答申が示されております。ここでは、</p>

公共下水道受益者負担金については、次回事業認可拡大を行う際に単価の改定及び単価の統一について検討すること、農業集落排水受益者分担金については、今後、新規事業に着手する際にその金額を検討するという趣旨の答申であったことを説明いたしました。

10ページと11ページには、公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金に係る課題が挙げられております。1点目の公共下水道受益者負担金についてですが、整備途中である現段階で単価を統一することで、同じ区域内の使用者の負担額に差が生じてしまうという課題がございます。

2点目の農業集落排水受益者分担金ですが、一部の処理区では受益者分担金を組合が徴収していることから、徴収方法が統一されておりません。このような状況において受益者分担金を再編するには、組合との調整などが必要になります。

3点目は農業集落排水の公共下水道への統合です。農業集落排水の公共下水道への統合後、すでに農業集落排水受益者分担金を納入している使用者の取扱いを検討する必要があります。また、統合後に新規に接続する使用者の負担についても検討しなくてはなりません。

これらの課題に対する方針案について、本日は委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

以上が前回の審議事項の確認について説明でございますが、資料2といたしまして、第1回審議会における質疑応答内容をまとめてございますので、のちほどご参照賜りたいと存じます。以上で説明を終わります。

事務局

すみません、よろしいでしょうか。先ほどの説明の補足をさせて頂きたいと思っております。本日お配りさせていただきました追加資料のご説明をさせていただきます。追加資料1についてですが、深谷市受益者負担金と受益者分担金の金額の算定根拠について、前回ご質問を頂いたところでございますが、これについて説明させていただきます。

まず受益者負担金の費用負担の考え方ですが、国の方から示されている方針は、下水道本管から延びている末端管渠の整備費相当額を受益者負担金として頂くものとして示されています。現在の受益者負担金は1㎡あたり300円～650円と一市三町によって分かれています。その算定については、旧深谷市では末端管渠整備費の30%、旧岡部では50%、旧川本では56%、旧花園では100%ということで算定しております。

また農業集落排水受益者分担金の費用負担の考え方ですが、国から示されている考え方ですが、本管を整備する補助事業費の10%と補助事業費以外の自治体単独で行う事業費の100%を市町村と受益者で負担するという考え方及び処理区域ごとにその金額を設定するという考え方が示されております。

旧深谷市において農業集落排水処理区域は10地区ありますが、一戸あたり40万円で単価が統一されております。旧岡部町について最も古い三浦地区は24万円、その他3地区については単価が50万円で統一されています。旧川本町については地区ごとの補助事業費の10%と非補助事業費の50%の合計に受益戸数で割った金額を受益者負担金としています。旧花園地区については地区ごとの補助事業費の10%と非補助事業費の100%の合計に受益戸数で割った金額となっています。

また追加資料2について説明させていただきます。前回質疑いただいた内容ですが、仮に現在の事業費を基に公共下水道受益者負担金を算定した資料となっています。過去3年間の工事費から整備面積を割り、㎡単価を算出したものとなっており、平成29年度は1,859円、平成30年度は1,680円、令和元年度は1,997円、平均1,845円となっています。ここでいう工事費は先ほど説明した末端整備面積相当額で、ここからそれぞれ一市三町ごとの負担率をかけて負担していただくものになります。

受益者負担金については、農業集落排水は今後整備する予定がございませんので、基となる数字は先ほどご説明した考え方でそれぞれの地区の事業費を基に戸数で割ったものと考えております。

また、これは配布資料がないのですが、前回「他自治体で合併の際受益者負担金等を統一し、過不足分を徴収、返還等している例はないのか」というご質問を頂きました。事務局側で調べた限りの中での答えとなりますが、受益者負担金等を統一した自治体はありましたが、過不足分を徴収、返還等を行っている自治体はありませんでした。統一の時期としては、合併の際に調整方針として統一した例もありますし、整備期間終了後に次の整備を行う際に統一したという例があると聞いています。

議長

ありがとうございました。前回の審議事項の確認、追加資料について、ご説明いただきました。委員の皆さまから質疑はございますか。

委員	先ほどご説明頂いた受益者負担金についてですが、深谷、岡部、川本は負担割合を割り戻すと約 1,000 円になるが、花園はそうならないように見える。
事務局	概ね負担割合で割り戻すと約 1,000 円になりますが、まず旧深谷は受益者負担金の制度を始めたのが最も古く、昭和 54 年、川本が昭和 60 年、花園地区が平成 2 年、岡部が平成 8 年となっています。それぞれの整備面積と負担率で計算させていただいたものですが、花園地区については多少高かったようで、周辺地区とのバランスを鑑みてこの金額になっているようでございます。
委員	ありがとうございます。ということは追加資料 2 によれば今の工事原価はもっと上がっているということですか？
事務局	そうですね、資材や労務単価、諸経費率も変わっていますので、上がっていると考えられます。
委員	今岡部駅北側で工事をやっているが、ここについても 500 円/m <sup>2</sup> でやっていて、でも実際はもっとかかっているということですね？
事務局	その考えでよろしいかと思いますが、当時の事業費を算出してやっていますので、現在の事業費に沿って行くとこのくらいの額になるということです。
事務局	参考までですが、現在の普通作業員の労務単価が約 20,000 円になっています。平成元年くらいは 13,000 円で約 1.6 倍になっています。また受益者負担金の計算はそのくらいの時期に行っているので、やはり経費の差がこういうところに出ていると思われれます。
議長	<p>ありがとうございました。他に質疑ございますでしょうか？</p> <p>なければ、次に議事の(2)「公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者負担金の今後の方針について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	それでは、お手元の資料 1 の「深谷市上下水道事業運営審議会資料～今後の方針について～」をご覧ください。

2ページをご覧ください。「公共下水道受益者負担金」についての課題ですが、現在も整備途中であることから、現段階で単価を統一することは、同じ区域内の使用者の負担金額に差異が生じることとなるについてですが、方針案といたしまして、公共下水道受益者負担金については、現事業認可区域の整備が完了する予定の令和7年度までは、現行の単価によるものとし、次の整備計画を策定する際に、単価及び制度の再編について検討したいと考えております。

3ページには、深谷市の受益者負担金の表を再掲してあります。メリットにつきましては、各整備区域の整備費をもとに算出されている現行の受益者負担金の単価を継続することにより、各整備区域内における受益者間の負担の公平性が維持できます。デメリットにつきましては、特にありません。

4ページをご覧ください。「農業集落排水受益者分担金」についての課題ですが、「受益者分担金の徴収は市で行っているが、一部の地域では組合が徴収しており、徴収方法が統一されていないことから、組合が存続する間に受益者分担金を再編することは、組合との調整など課題がある」ことについてですが、方針案といたしまして、農業集落排水受益者分担金については、組合が存続する間は、現行の金額によるものとし、すべての組合が解散した後、金額の再編について検討したいと考えております。

4ページ、5ページにまたがっておりますが、深谷市の受益者分担金の表について再掲してございます。メリットにつきましては、各処理区の整備費をもとに算出されている現行の受益者分担金の金額を継続することにより、各処理区内における受益者間の公平性が維持できます。デメリットにつきましては、特にありません。

6ページをご覧ください。「農業集落排水の公共下水道への統合」についての課題ですが、1点目は、農業集落排水の公共下水道区域への統合後、すでに農業集落排水受益者分担金を納入済みの使用者の取扱いを検討する必要があります。2点目は、農業集落排水の公共下水道区域への統合後の新規接続に係る負担についての取扱いを検討する必要があります。

以上2つの課題についての方針案といたしまして、1点目につきましては、農業集落排水の公共下水道区域への統合後、すでに農業集落排水受益者分担金を納入している土地の使用者については、全額免除扱いとします。

2点目につきましては、農業集落排水の公共下水道区域への統合後、新規接続に係る負担については、区域外流入負担金とし、単価は現行の受益者負担金制度

	<p>によるものとしたと考えております。</p> <p>7ページ中段に、深谷市の公共下水道処理区域外流入負担金について再掲してございます。メリットにつきましては、受益者分担金を納付済の使用者については、公共下水道統合による新たな負担は生じないこととなります。デメリットにつきましては、公共下水道区域への統合後の新規接続者については、統合前使用者との間で負担金額に差が生じる場合があります。</p> <p>以上で、今後の方針についての説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>「今後の方針について」ご説明いただきました。前回の審議会及び先ほどの議事（1）「審議事項の確認」にて、公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者負担金に係る課題の説明がありましたが、これらの課題を解決するための案として、事務局から3つの提案がされています。</p> <p>1点目の公共下水道受益者負担金については、次の整備計画策定まで現行の単価のままとする。</p> <p>2点目の農業集落排水受益者分担金については、すべての組合が解散するまで現行の金額のままとする。</p> <p>3点目の農業集落排水を公共下水道区域へ統合した後の使用者負担については、すでに農業集落排水受益者分担金を納入している使用者は全額免除扱いとする、また、新規接続に係る負担金は、現行の受益者負担金制度を採用する。</p> <p>というものです。市長からの諮問にありましたように、「公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の再編について」審議を託されており、事務局からは、このような方針案が示されているところです。</p> <p>方針案に対するメリットやデメリットを踏まえまして、委員の皆さまからご意見をうかがえればと思います。疑問点や質問でも結構です、何かありましたらお願いします。</p>
議 長	
委 員	<p>集落排水区域で今後公共下水道に接続しない区域について区域外流入負担金についてはどうなるのか？</p>
事務局	<p>本田東地区については公共下水道の本管が遠すぎるため繋ぐ予定はありませんが、例えば今後本田東地区で新しく集落排水を利用する人はこれまでどおり本田</p>

	<p>東地区の組合へ分担金を納めて頂くこととなります。また組合解散後は市へ納めて頂くことになるとと思いますが、受益者分担金の統一については全ての組合解散後に統一するという事務局提案でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1のメリットデメリットについてだが、令和7年後以降に統一しても、これまで負担金、分担金を納めた方との負担の公平性が損なわれるのは同じなのではないか。負担の公平性が維持できなくても必然性があれば今統一してもかまわないのではないのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに今統一して改定したらどうかという考えがあります。現在公共下水を整備を進めている市街化区域は岡部駅前、東方の一部、小前田駅前の一部となっています。現在統一した場合は統一のメリットを享受する方はその一部の受益者となるため、現在の整備区間が終わった後に統一したいと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>現在の工事が終わって、ある程度フラットになった状態で初めて統一した方がいいということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね、例えば年度、整備区域ごとに受益者負担金を算定しているという自治体もあるようです。しかし深谷市では整備区域も残り少ないということで、その整備計画終了までは現行で行きたいと考えているものです。</p>
<p>委員</p>	<p>現在深谷市に転入する方について、住む地域によって負担金が違うのは不公平感がある。また市ホームページに地域によって負担金が違うのは困ると意見が出ていて、その回答によれば合併後3年後を目途に統一すると書いてあったが、あれは全くなくなってしまった話なのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>合併の調整方針で合併後3年を目途に再編すると示されており、将来的には統一の必要があると認識しています。平成22年度、26年度の審議会で、次回事業認可拡大を行う際に統一について検討するとの答申を頂いているため、令和7年度以降に統一するという事でお示しさせていただいております。</p>

委員	7ページのデメリットについて、現在どのくらいの負担金額の差が生じるのか？
事務局	農業集落排水地区で最初に公共下水道に接続される箇所は川本の上原という地区になります。上原地区では現在受益者分担金を72万円頂いていますが、公共下水道接続後は1㎡あたり600円となり、敷地面積が1200㎡以下の方は安く、それ以上の方は高くなります。今後農業集落排水地区で公共下水道に接続される地区は19あり、今後そういった差が生じることとなります。
委員	受益者分担金について、組合の解散時期が違うが、これはなぜなのか？
事務局	まず整備した時期が違うこと、また組合設置時に受益者分担金と宅内工事費を農林漁業金融公庫から資金を借り、分担金を市へ、宅内工事費を業者へ払っていました。そして現在その償還を行っており最後の償還が令和7年度ということになっています。
事務局	現在組合が農協を通して公庫に償還を行っており、償還途中で解散してしまうと個人で償還することが難しい点があります。また新たに接続する人の分担金をもらう受け皿にもなっています。
委員	4ページの課題で徴収方法が統一されていないとあるが、今の質問と関連した内容になるのか？
事務局	そうですね、現在の状況だと分担金を受けるところが市と組合になるので、そこが分かれているという課題があります。
委員	組合は全て令和7年度に解散する予定なのか？またそれは公共下水道への接続とは直接的に関係ない話なのか？
事務局	償還は令和7年度までに全て終わり、その後解散手続きに入ります。また公共下水道への接続とは直接的に関係ない話となります。

事務局	<p>償還終了後は分担金の受け入れ先は市で統一されます。組合によっては戸数が多いところもあり、その事務を全て市が引き受けるのは人員的にも中々難しいところがあります。そのため償還終了までは解散することができないというのが現状です。</p>
委員	<p>私も同じ意見であり、受益者負担金の額が地区で分かれている問題について、同額としておいて令和7年度に再度考えるということの方がいいのではと考えていて、答申の際にそういう意見があったということを記載して欲しい。現状では整備区域間の受益者間の負担の公平性はあるが、市民間の負担の公平性は担保されていない現状であるため、是非その辺りを答申に入れて頂きたい。</p>
事務局	<p>現状は、整備区域の中では公平性があり、市民間の公平性について課題があると認識しています。ただ、今の時期ではなく、今後の課題であるとして答申案をお示しする時にそういった意見があったことを反映させていきたいと思います。</p>
委員	<p>現在の整備費用に対する受益者負担金が1,845円ということで、現状の負担金単価とあまりにも離れているため、企業経営的観点からも統一を考えていかなくてはならないと考えている。</p>
事務局	<p>そういった意見があったということも含めて、何らかの形で答申書には盛り込んでいきたいと考えています。</p>
委員	<p>農業集落排水を公共下水道に繋ぐこと、現在の区画整理事業が終了したら市内の公共下水道整備事業は全て終了するというものでいいのか？</p>
事務局	<p>現在行っている区画整理事業は国済寺と深谷中央となっています。区画整理事業とは連動しておらず、現在の公共下水道整備は令和7年度までで、例えば国済寺区画整理とはちょっとずれています。</p>
委員	<p>現在の整備区間が終わったら市としては一旦受益者負担金を統一するという流れになり、農業集落排水という地区もなくなり、全てが同じ単価で統一されるのか？</p>

事務局	<p>公共下水道に接続しない農業集落排水は8地区あり、そこについては残ります。19地区を段階的に公共下水道に繋ぎ、また令和7年度以降新たな公共下水整備区間を設定するときに事業費等から新たな単価を設定することとなるかと思いません。</p>
事務局	<p>公共下水道は令和7年度に今の計画整備エリアが整備できるようになります。また農業集落排水の19地区は令和7年度に全て公共下水道に接続できるわけではなく、令和14年度までの間、段階的に接続することとなります。ただ、大谷、本田ケ谷、岡部の4地区、下郷、本田東は経済比較した結果、そのまま集落排水として残ることとなります。またその8地区は全て同じ分担金の統一を考えていきたいと思えます。</p>
委員	<p>ではその例外の8地区以外は同じ負担金でやっていこうという理解でよいのか？結果的に公共下水道に接続されたとしても同じ単価となるのか？</p>
事務局	<p>はい、その考えをもっています。</p>
委員	<p>集落排水は令和7年度で返済が全て終わり、令和14年度までに接続工事を行っていくが、その間に新規で集落排水に接続する場合、分担金の関係はどうなるのか？</p>
事務局	<p>新規接続する際にまだその地区が集落排水であれば、分担金がかかり、償還が終わってればその分担金を市に納付することとなります。ただその際は分担金が統一されている可能性もあります。また公共下水道に接続された後は受益者負担金として㎡単価で頂くこととなります。</p>
事務局	<p>受益者負担金と受益者分担金の統一について、負担金を統一する、分担金を統一するとかあるいは全て統一してしまうとか色々な考え方がありますが、どこまで統一するのかということについては現時点では具体的に示すことができませんので、令和7年度の整備区間終了を目途にまた審議会を開かせて頂いてそのときに議論していただきたいと思えます。</p>

<p>委 員</p>	<p>負担金、分担金の単価は市のホームページ上に掲載されているのか？また深谷市に引っ越してくる人はその単価を把握して引っ越してきているのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>算定根拠まではありませんが、㎡単価、地区ごとの単価は市にホームページ上に掲載されています。また家を建てる際に業者が事前協議に窓口に来ることがありますので、その協議の中でお知らせしています。</p>
<p>委 員</p>	<p>負担金と分担金で㎡単価、一戸あたりの単価となっていて見た目のインパクトが違うので不公平感があるというのはあると思うのだが。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ受益者負担金は土地に賦課されるので、新築の際既に支払済ということもあります。そういう場合土地価格や賃貸価格に含まれているということになるので、そもそも公共下水道区域に住む人は意識していないということもあるかもしれません。分担金は新築の際は必ず必要となり、また地区ごとの金額もかなり違うので、償還終了後に統一の方法について検討したいと考えています。</p>
<p>議 長</p>	<p>それではここで、一旦休憩を取りたいと思います。 15時20分に再開いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>～～10分間休憩～～</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは会議を再開したいと思います。 引続き『公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の今後の方針について』何かご意見や質問等ございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>受益者負担金の地区ごとに負担割合がずいぶん違うので、その割合だけでも統一することはできないか？</p>
<p>事務局</p>	<p>負担割合を変えるということは結局負担金単価を変えるということになってしまうので、現時点ではやはり難しい。ただ統一する際はどのくらいの負担割合で統一し、どのくらいの割合がいいのかということも検討に上がると思います。</p>

委 員	統一の際は受益者負担金について深谷市内すべての地区が同じ負担割合で同じ単価を納付するということでよいか？
事務局	そうですね、負担割合が現在と変わるということは考えられますが、そういう方向で課題として整理してきたいと思います。
委 員	追加資料1の集落排水の算定式について、括弧が閉じられていないが。
事務局	資料の誤りです。すみません。50%、100%の後に括弧が入ります。
委 員	受益者負担金について、宅地以外の雑種地等にもかかるのか？
事務局	基本的に全ての土地にかかりますが、宅地以外の土地については徴収猶予といって、賦課はするけれども負担金の10%のみ払ってもらい、残りの90%は宅地化した際に支払っていただく制度があります。
議 長	農業集落排水施設から公共下水道に接続しない8地区は今後も農業集落排水処理施設で処理を行っていくことと思うが、老朽化した際はどうなっていくのか？改修を行うのか？
事務局	例えば大谷地区と下郷地区は公共下水道に接続しない予定ですが、これは処理場の老朽化が進み、公共下水への接続まで待てないという状況であり、現在大規模改修工事を実施しています。ただ大規模改修は一度しかできず、将来更に改修が必要となった場合には公共下水道への接続も検討することと思います。
委 員	農業集落排水として残っていく8地区では組合解散後は分担金が統一されるということによいか？
事務局	深谷市の分担金として統一する予定ですが、令和7年度で統一した場合8地区ではなくもっと多い地区数になることがあります。

事務局	<p>償還終了が終わる時期と公共下水道への接続は地区ごとにそれぞれ年度がずれますので、償還終了後は農業集落排水である地区間で統一された分担金となるよう検討したいと思います。</p>
委員	<p>令和2年度に農業集落排水から公共下水道に接続される地区は実際の分担金から負担金への切り替わりはいつになるのか？また経過措置はないのか？</p>
事務局	<p>切り替わりの時期は令和3年4月となります。経過措置はありませんが、現在窓口相談等でご案内させていただき、それによって建築時期を少しずらすという方もいるようです。</p>
議長	<p>他に質問後ございますか？よろしいでしょうか。</p> <p>ここで、事務局より提案のありました、公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の再編に係る方針案について、採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【 委員全員挙手 】</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の再編については、事務局から提案のありました方針案のとおりとすることに決しました。</p> <p>第3回の審議会では、方針案に基づき、答申案の内容を審議したいと思います。答申案を作成するにあたり、皆さまからこういった内容や文言をいれて欲しいといった意見や要望はございますか。</p>
委員	<p>先ほど意見と同じですが、受益者負担金の額の再編について令和7年と言わず、早急に統一すべきとの意見を盛り込んで欲しい。また、既に農業集落排水受益者分担金を納入している土地の使用者については全額免除扱いとあるが、免除という文言でいいのか？</p>

事務局	<p>負担金についてはそのようにさせていただきます。また分担金についてはどのような表現がいいのかについて検討し、いずれにしても既に分担金を払っている方については二重の負担とならないようにしたいと思います。</p>
委員	<p>昨年度埼玉県長期構想的なものが変更になったと聞いているが、それに伴い市の計画は変更しているのか。熊谷市や本庄市の計画は変更になったような気がしているが、深谷市のホームページからは見つからなかった。</p>
事務局	<p>質問の回答になるかわかりませんが、県の生活排水処理施設基本構想というものが、それに伴って市としては適宜変更を行っています。また市のホームページ上に計画をあげることについて、事業に対する理解、周知の観点から検討させていただきますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>他にございますか？よろしいでしょうか。  それでは、答申案の作成は事務局一任でよろしいでしょうか。</p>
<p>【 委員了承 】</p>	
議長	<p>では、答申（案）については、事務局にて作成をお願いし、第3回の審議会でその内容を審議していただくこととしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>3. その他</p>	
議長	<p>続きまして、次第の3「その他」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは次回の第3回上下水道事業運営審議会の日程について説明させていただきます。日時は令和2年8月26日（水）午後2時から2時間程度、場所は岡部公民館、中会議室となります。また開催通知については郵送しますので、事前にご覧いただければと思います。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。次回審議会の日程等について、質疑はございますか。無いようですので、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。</p> <p>では、進行を司会にお返しいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日お配りいたしました資料につきまして、改めてご覧いただき、ご不明な点などございましたら、ご遠慮なく企業経営課までご連絡いただければと思います。</p> <p>以上をもちまして、第2回深谷市上下水道事業運営審議会を終了いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p>